

令和8年5月教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和8年5月12日（火） 開会 午後3時30分
閉会 午後4時56分

2 場 所 旭市役所3階政策決定室

3 出席委員 向後 依明（教育長）
鈴木 典男（教育長職務代理者）
富山 理
平野 勝久
田村 俊雄

4 出席職員

教育総務課長	飯島 正寛
学校教育指導室長	遠藤 忠義
生涯学習課長	佐野 唯生
スポーツ振興課長	林 甲明
教育総務課副課長	松井 恒久
教育総務課副課長 (学校再編室長兼務)	八馬 裕樹
生涯学習課副課長	島田 昌志
スポーツ振興課副課長	平野 真一
教育総務課施設班副主幹	石毛 厚史
生涯学習課社会教育班副主幹	加瀬 克子
生涯学習課社会教育班副主幹	岡野 浩幸
生涯学習課社会教育班副主査	勝又 智紀
教育総務課総務班副主幹	加瀬 悦子

5 教育長開会宣言

6 教育長挨拶

- ・始めに、先週8日に開催された東総地方教育委員会連絡協議会総会につきましては、委員の皆様には大変ご多用の中ご出席いただき誠にありがとうございました。
- ・総会では、昨年度の事業などを振り返るとともに、今年度の事業及び予算の決定、そして役員改選も滞りなく行われ、東総地区教育行政さらなる充実・発展に向けて連携を深めることができました。
- ・さて、新年度がスタートして40日が経過いたしました。市内小・中学校

におきましては、順調に教育活動を進めることができいております。

- いくつか例にあげますと、海上中学校・干潟中学校は、既に福島会津方面の修学旅行を実施いたしました。今週は、飯岡中学校、来週は第一中学校・第二中学校が実施する予定です。
- また、小学校におきましては、明日13日に東総運動場で小学校体育大会を実施いたします。
- そして、再来週28日から運動会も始まります。
いずれの行事も、天候に恵まれて、児童・生徒にとってかけがえのない思い出となることを切に願っております。
- その他にも、今後、様々な教育活動が充実期を迎えますので、各学校が充実した教育活動を展開できるよう、教育委員会としてしっかりサポートできればと考えておりますので、お力添えのほど、よろしく願いいたします。

7 会議録署名委員の指名 平野 勝久委員 田村 俊雄委員

8 教育委員会報告

- 資料により委員会報告及び行事予定を説明する。

9 議案

- 議案第5号 旭市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第6号 旭市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について
- 議案第7号 財産の取得に関する意見について
- 議案第8号 旭市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
- 議案第9号 旭市いじめ問題対策調査委員会委員の委嘱について
- 議案第10号 海匠採択地区協議会の委員の選任について

【教育長】

- 議案第5号から議案第10号を議題とする。
- 議案第5号の提案理由の説明を求める。

【教育総務課長】

- 議案第5号について、提案理由を説明する。

《質疑》 なし

議案第5号 旭市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- ・ 議案第 5 号については、全会一致で可決する。

【教育長】

- ・ 議案第 6 号の提案理由の説明を求める。

【生涯学習課長】

- ・ 議案第 6 号について、提案理由を説明する。

《質疑》

【委員】

- ・ 直営クラブと認定地域クラブがあるとのことですが、今現在、いくつずつあるのでしょうか。

【生涯学習課長】

- ・ 直営クラブは、市で業務委託契約を締結し、スポーツ系、文化系を合わせて、20の団体を想定しております。
- ・ 認定地域クラブは、NPO法人等が申請されるなどを想定しております。クラブ数については、現段階では、はっきりとは申し上げられません。

【委員】

- ・ 申請用紙は、全てのクラブに同様に求めるのでしょうか。

【生涯学習課長】

- ・ 認定地域クラブとして申請する団体に対し、この要綱による手続きを求めるもので、直営クラブは対象としません。

【委員】

- ・ 謝金や月謝が示されていないようですが、別に規定するのでしょうか。

【生涯学習課長】

- ・ 謝金につきましては、それぞれの認定地域クラブの運営方針がございますので規定しておりませんが、保護者負担が大きいような運営であれば、指導・助言を行っていきたいと考えております。

【委員】

- ・ 市の直営クラブは20団体程度とのことですが、この団体には、運営方針の規約を求めないということでしょうか。

【生涯学習課長】

- ・直営クラブは、業者選定の段階でこういった活動内容等を審査しますので、認定地域クラブのように、運営方針等の書類を求めることはありません。

【委員】

- ・地域クラブの認定登録と中体連の団体登録は別ですか。

【生涯学習課長】

- ・認定地域クラブになれば中体連の大会に出場することが可能になるか、また、認定地域クラブに認定されていない場合の大会参加についてはどうなのか、今後、整備されることと思われま。

【委員】

- ・認定地域クラブや直営クラブで部活動を進めて行く中で、指導者派遣とどのように連携していくのでしょうか。

【生涯学習課副主幹】

- ・指導者の派遣につきましては、直営クラブの方と連携していきます。
- ・先ほどの「大会参加」について補足説明いたします。大会は、専門部ごとに参加条件が異なりますので、それぞれ確認して今後調整してまいります。

【委員】

- ・認定有効期限は1年とのことですが、開始直後は参加する人数が確定しない、そのため保険加入がすぐに進まない、また、体育館一般開放は4月になるまで使用できるかわからない等、一度に書類が揃わないことも想定されます。そうすると、実活動期間が1年に満たないことも想定されますがその点はいかがでしょうか。

【生涯学習課長】

- ・認定申請では、構成員の名簿も提出することとしており、他市のメンバーがその大半を占める場合は要検討となることも想定しております。
- ・活動場所等、すべて申請書に記載され、書類が整ってからの審査となります。この要綱を6月に施行し、7月に受付・審査し、9月からスタートできる形で考えております。

【委員】

- ・4月から活動開始の場合は、体育館の一般開放の認定を早めにしていただきたいと思ひます。
- ・直営クラブを20団体程度予定しているとのことですが、その母体はあるのでしょうか。または、ゼロベースからですか。

【生涯学習課長】

- ・部活動に参加している子どもたちに地域クラブでどのようなクラブに参加したいか、アンケートを取っているところです。例えば、現在は野球部に所属しているが地域クラブではサッカーをやりたい、または地域クラブでも野球を続けたいといった回答を集約しまして、基本的には、現在の部活動に参加している子どもたちの意向がスライドしていくようになると考えております。その上で、今まで一つの学校で実施していた部活動が他校の部活動も集まって一つのクラブ活動になると思いますので、ゼロベースではなく現在活動している子どもたちが参加するようになると考えております。

【委員】

- ・まだ見えない状況で進められていることは分かりますが、13ページの①に「生徒の主体的・自主的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目的とした活動であること」とありますが、これを大事にしていかないとならないと思います。保護者の考え方は様々ですので、楽しく参加できればいいケースもあれば、競技力向上を目指す熱意あふれるケースもあり、後者の場合は、競技力強化のために他の地域から選手を集めてくるといったことも出てくることも考えられます。そういった歪みが生まれると、指導者への不満が生じ、さらにそれに対応していくことで、本来あるべき活動形態が変わっていつてしまうことも考えられます。スタートは記載のポリシーでやれる地域クラブだけを認定するようにしなければならないと思います。
- ・15ページの⑦に「市が学校と連携して生活・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと」とあります。新入学の準備段階で体験できることは、子どもだけでなく保護者にとっても非常に有意義であることと思います。

【生涯学習課長】

- ・部活動の能力・競技力重視となることのないように、認定要件確認書の中でチェック項目を設けてございます。

【委員】

- ・地域移行形態で、今活動しているクラブチームはいくつあるのでしょうか。そのクラブチームは、9月以降はどのような扱いになるのでしょうか。

【生涯学習課長】

- ・現在、モデル事業として、陸上競技と、ソフトテニスがあります。
現在のモデル事業クラブは、9月以降は直営クラブとなります。生涯学習課が事務局となり業者を選定し、指導者派遣や運営を委託し、常に教育委員会で監視することになります。

【委員】

- ・モデル事業のクラブ活動とほぼ同じ形態の活動という理解でいいのですか。
直営クラブとの違いはあるのでしょうか。

【生涯学習課副主幹】

- ・今現在モデル事業で行っているソフトテニスと陸上競技ですが、2つの競技を4つの団体で行っており、それらは直営クラブのモデル事業として行っております。旭市の地域クラブとして、直営クラブと認定クラブを設定しております。直営クラブに関しましては受益者負担の集金や指導者への支払いを市または市の委託契約業者が行います。指導者には指導に専念していただくことにします。それに対し、認定クラブは、団体を認定することになります。ここにある認定要件を遵守できる団体を認定します。

【委員】

- ・13ページ中ほどの「※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない」とあります。小学生も対象とするのであれば、14ページの④の「ウ 市内各競技団体・各文化芸術団体、市教育委員会、市内中学校長のいずれかの推薦がある者」に、市内小学校長の推薦がある者も含めてもいいのではないのでしょうか。
- ・14ページの④の「エ 高等学校卒業程度の資格を有し、専門学校、大学又は大学院に在籍し、かつ、当該運動競技や文化芸術活動の経験があり、当該学校の関係者から指導者として適格であると推薦された者」とありますが、ここでいう関係者とはどのような者を言うのでしょうか。
- ・15ページの⑦の4番目の「□活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等は、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと」とありますが、教職員のみでなく、市の職員等、公務員が該当しますので、限定して教職員とするのはいかがかと思えます。また、兼職兼業の監督は誰がするのか疑問に思えます。

【生涯学習課副主査】

- ・こちらは総務課庶務行政班の法令審査を受けておりまして、原則このまま進めさせていただきたいと考えております。
- ・小学校長の推薦につきましては、先生からお話がいただければ教育委員会からの推薦という形を取らせていただくことも可能です。今後、改正の際には小学校長を記載することもできるかと思いますが、現時点ではそのような形で対応させていただければと思います。
- ・関係者につきましては、細かいところまで想定しておりませんでしたので、今後内部で検討してまいります。
- ・兼職兼業は教職員をメインに考えておりましたが、「教職員による兼職兼業が行われる場合等」の等に市の職員等も含めて考えていければと考えております。

【委員】

- ・13ページの②の※1の4行目に「例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定される場所、」とありますが、第1条に「部活動改革」とありますが、文部科学省が示している部活動改革の最終的な目標はどのように示されていますか。

【生涯学習課長】

- ・国のガイドラインにある部活動改革の理念を読み上げさせていただきます。
「急激な少子化が進む中でも将来にわたって生徒が継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保、充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠である。これまで、学校単位で部活動として行われてきたスポーツ、文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動の機会を保障することが必要。障がいのある生徒や運動、文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、すべての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要。」こちらが理念として謳われております。

【教育長】

- ・あくまでも教育的意味を継承、発展させた活動というのが基本なのですが、最終的には休日のみならず平日も学校の部活動を地域全体で活動できるようにするということを目指すものであると認識しております。

【委員】

- ・週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内という縛りがあると、どうしても技能向上を目指している子どもたちは、認定された地域クラブ以外に移ってしまうと思われませんが、その場合は活動時間の縛りはないのでしょうか。

【生涯学習課副主幹】

- ・週11時間というのは、生徒の心身の成長に配慮して健康に生活が送れるように定められたものです。認定地域クラブ以外の団体は、そちらの方針にお任せしております。県の区分で申し上げますと、部活動、地域クラブ、民間クラブとありまして、民間クラブへは制限を設けておりません。

【委員】

- ・意見としてですが、地域コーディネーターの役割も大きいのではないのでしょうか。

議案第6号 旭市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について

- ・議案第6号については、全会一致で可決する。

【教育長】

- ・議案第7号は市長に対する意見の申出事項であるため「旭市教育委員会会議規則第8条第1項第4号」の規定により、また、議案第8号から議案第10号までは人事案件であるため「旭市教育委員会会議規則第8条第1項第1号」の規定により非公開とすることについて諮る。
- ・全会一致で非公開と決定し、職員の退席は求めない。

〈これより非公開〉

議案第7号 財産の取得に関する意見について

- ・議案第7号については、全会一致で承認する。

議案第8号 旭市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

- ・議案第8号については、全会一致で可決する。

議案第9号 旭市いじめ問題対策調査委員会委員の委嘱について

- ・議案第9号については、全会一致で可決する。

議案第10号 海匠採択地区協議会の委員の選任について

- ・議案第10号については、全会一致で承認可決する。

〈非公開を解く〉

10 その他

【教育総務課長】

- ・給食だよりを配付する。
- ・令和8年度旭市総合教育会議の協議事項について配付する。
- ・教育情報誌を配付する。

【学校教育指導室長】

- ・教育活動の現況について報告する。

【生涯学習課長】

- ・生涯学習だよりを配付する。
- ・第46回海上公民館まつりのチラシを配付する。

【スポーツ振興課長】

- ・第68回千葉県東部五市スポーツ大会について説明する。
- ・令和8年度第1回ぼるぼろについて説明する。

《質疑》

【委員】

- ・修学旅行の報告がありましたが、すでに終了した2校で問題はありませんでしたか。

【学校教育指導室長】

- ・すでに修学旅行を終えた海上中学校、干潟中学校につきましては、問題があったとの報告は受けておりません。

【教育長】

- ・次回の教育委員会定例会は、6月26日（金）午後3時30分に開会することに決定する。

11 教育長閉会宣言